定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第7号(第82条第2項及び第6項関係)

第１　　第　　期　　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

(記載上の注意)

1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものをいう。

2　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3　中間連結業務報告書(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第3号。以下同じ。)において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

中間連結貸借対照表(　年　月　日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債権	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
退職給付に関する資産		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
支払承諾見返		退職給付に係る負債	
貸倒引当金	△	役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	